

株式会社南海国際旅行

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と生活を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【1】計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

【2】内容

◆次世代育成支援対策に関する事項

目標1：男性社員の育児休業取得を取りやすい環境づくりに取り組む

- 令和3年 4月～実態把握・制度改正案作成
- 令和3年10月～取得促進のための研修実施

<対策>

- 対象社員だけでなく管理職、新入社員等を対象とした研修を実施し、ハンドブック等活用し制度の周知・理解を徹底する。
- 年次有給休暇とは別途、育休開始時より5日間の有給休暇を与える。
(男性従業員の場合は子が1歳に達する日まで可能とする)

◆女性活躍推進に関する事項

目標2：労働時間削減、テレワーク推進等によるワークライフバランスの実現により時間外労働を月平均10時間以内とする

- 令和3年 4月～実態把握・制度改正
- 令和3年10月～制度導入

<対策>

- アンケート調査により問題点およびニーズの把握をする。
- ノー残業デー制度導入する。
- テレワーク等により就業場所・時間にとわられないフレキシブルな働き方の実現。
- 副業制度の導入、長期休暇制度の導入。
- 相談窓口として社外キャリアコンサルティング実施。
- 育児・介護等を理由とする退職者に対する再雇用制度の実施。